

成田市実行委員会

設立総会

【設立総会】報告第1号**令和9年度全国高等学校総合体育大会の概要****1 全国高等学校総合体育大会の概要**

(1) 全国高等学校総合体育大会(インターハイ)とは

全国高等学校体育連盟(昭和23年発足)が、全国各地で個別に開催されていた競技別選手権大会を昭和38年度新潟大会から統合して誕生した大会であり、現在では高校生最大のスポーツの祭典に発展し、夏季及び冬季大会が開催されている。

夏季大会は、平成22年度沖縄大会まで1都道府県の単独開催を基本としてきたが、平成23年度以降は、全国を12ブロックに分け、ブロックの輪番開催を基本としている。

地域	ブロック	都道府県
東	北海道	北海道
	東北 関東	(北) 青森・岩手・秋田 (南) 宮城・山形・福島 (北) 茨城・栃木・群馬・埼玉 (南) 千葉・東京・神奈川・山梨
中	北信越	新潟・富山・石川・福井・長野
	東海 近畿	岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
西	中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
	四国 九州	徳島・香川・愛媛・高知 (北部) 福岡・佐賀・長崎・大分 (南部) 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

(2) 開催状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ブロック	南関東	近畿	中国	南東北	東海
幹事県	東京都	和歌山県	岡山県	山形県	三重県

※平成26年度は千葉県8競技(10種目)開催

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ブロック	南部九州	(北関東)	北信越	四国	北海道
幹事県	鹿児島県	(群馬県)	福井県	徳島県	北海道

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ブロック	北部九州	中国	近畿	南関東
幹事県	福岡県	広島県	滋賀県	神奈川県

2 目的

大会は、教育活動の一環として高等学校(中等教育学校後期課程を含む)生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 実施主体

(1) 主催

(公財) 全国高等学校体育連盟、千葉県、千葉県教育委員会、関係中央競技団体、会場地市町及び会場地市町教育委員会

(2) 後援

スポーツ庁、(公財) 日本スポーツ協会、日本放送協会、(公財) 千葉県スポーツ協会及び会場地市町スポーツ協会

(3) 主管

(公財) 全国高等学校体育連盟競技専門部、千葉県高等学校体育連盟及び千葉県競技団体

4 令和9年度全国高等学校総合体育大会

(1) 大会期間

令和9年7月下旬～8月下旬

(2) 千葉県の開催競技(種目)・会場地市町・競技会場(予定)

競技名	会場地市町	競技日程(予定)	競技会場(予定)
新体操	千葉市	7月30日～8月1日	千葉ポートアリーナ
水球	習志野市	8月17日～20日	千葉県国際総合水泳場
バレーボール	茂原市 東金市 大網白里市	(男子) 8月2日～6日 (女子) 8月8日～12日	茂原市市民体育館 東金アリーナ 大網白里アリーナ
卓球	千葉市	8月4日～9日	千葉ポートアリーナ
ソフトボール	成田市	(男子) 8月4日～8日 (女子) 7月28日～8月1日	重兵衛スポーツフィールド 中台野球場他
剣道	船橋市	8月4日～8月7日	船橋アリーナ
テニス	白子町 千葉市	7月27日～8月2日	白子町サニーテニスコート フクダ電子ヒルスコート
ボクシング	市原市	7月26日～8月1日	ゼットエー武道場
フェンシング	船橋市	7月28日～8月1日	船橋アリーナ

(3) 他都県の開催競技

会場	開催競技
東京都	水泳(競泳・飛込)、バスケットボール女子、ハンドボール、バドミントン、柔道、ローイング、ホッケー、空手道、少林寺拳法
神奈川県	総合開会式、陸上競技、体操(体操競技)、バスケットボール男子、相撲、自転車競技(ロード・トラック)
山梨県	ソフトテニス、レスリング、弓道、登山、ウエイトリフティング、アーチェリー、なぎなた、カヌー
固定開催	【福島県】サッカー(男子) 【北海道】サッカー(女子) 【和歌山県】ヨット ※サッカー(女子)はR8大会まで北海道で開催しR9大会以降は未定

※夏季大会は上記の30競技(34種目)

冬季大会は4競技(スキー、スケート、駅伝競走、ラグビーフットボール)

(4) 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター

・大会愛称

「描け夢への軌跡 南関東総体 2027」

・スローガン

「挑め力の限り 目指せ永遠の輝き」

・シンボルマーク



・総合ポスター図案



・総合ポスター



「令和8年度県・市町説明会」資料

競技種目別大会 選手・指導者・観客数の状況

競技種目名	H26 【南関東】		H30 【東海】		R1 【南九州】		R3 【北信越】		R4 【四国】		R5 【北海道】		R6 【北部九州】		R7 【中国】		平均		
	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	選手・指導者	観客	合計
体操(新体操)	678	9,630	667	9,500	681	5,800	633	0	647	1,018	745	3,965	712	4,950	668	4,700	678	4,945	5,623
水泳(水球)	305	7,833	279	8,505	309	3,821	284	0	297	985	302	1,410	294	2,468	279	3,689	292	3,589	3,881
バレーボール	1,538	45,000	1,558	60,600	1,406	29,000	1,407	0	1,408	13,260	1,391	78,426	1,394	63,184	1,395	68,771	1,432	44,780	46,213
卓球	1,242	21,800	1,189	40,000	1,121	14,300	1,180	0	1,167	3,085	1,170	9,797	1,166	14,068	1,234	16,032	1,189	14,885	16,074
ソフトボール	1,782	52,300	1,710	26,800	1,557	13,400	1,598	0	1,605	10,500	1,592	11,450	1,615	17,206	1,565	17,500	1,621	18,645	20,266
剣道	968	20,280	961	17,000	923	15,000	972	0	957	2,200	980	5,008	956	12,778	968	20,000	961	11,533	12,495
テニス	880	29,500	890	12,750	770	10,500	848	0	852	12,000	744	7,100	747	10,527	754	13,501	804	11,985	12,789
ボクシング	441	10,300	393	10,000	392	9,000	378	0	403	1,560	403	6,250	473	7,400	398	3,371	409	5,985	6,394
フェンシング	756	5,000	816	5,000	818	5,000	820	0	823	0	929	3,233	917	3,937	858	2,000	844	3,021	3,865
計	8,590	201,643	8,463	190,155	7,977	105,821	8,120	0	8,159	44,608	8,256	126,639	8,274	136,518	8,119	149,564	8,231	119,369	127,599

※R3を除く

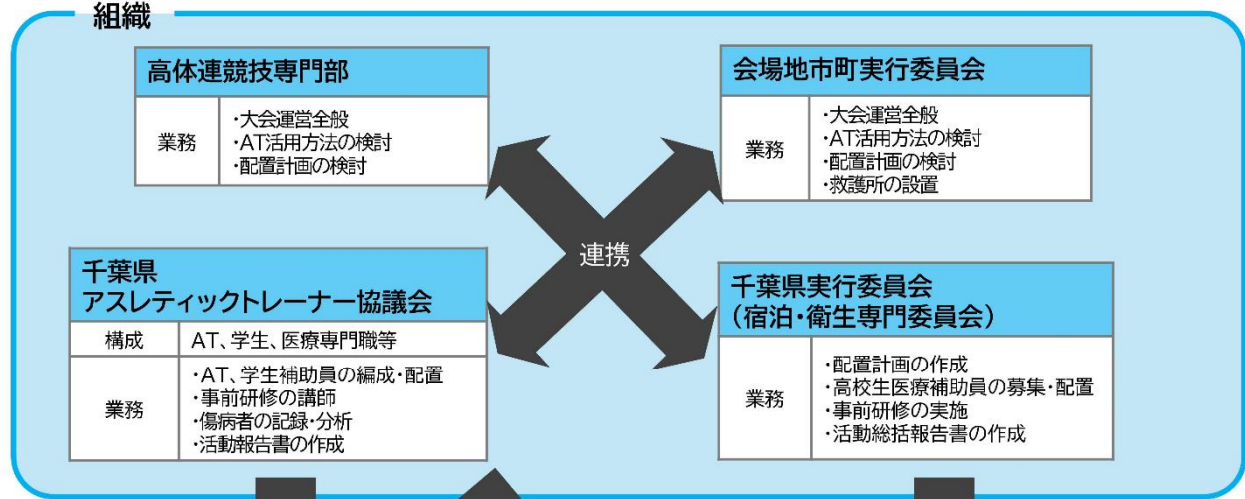


令和9年度全国高等学校総合体育大会 千葉県アスレティックトレーナー配置事業 構成図

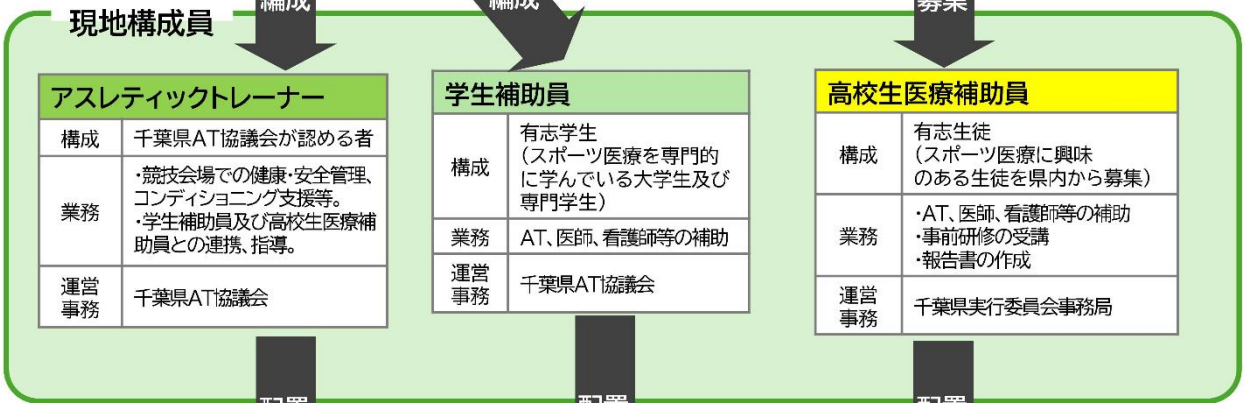
概要

本資料は、令和9年度全国高等学校総合体育大会におけるアスレティックトレーナー配置事業の全体構成と現地運営体制をわかりやすく図示したものです。また、本事業は、安全で円滑な大会運営と、学生がスポーツ医療を学ぶ機会の創出を目的としています。

組織



現地構成員



会場

競技会場	
会場	15会場(9競技)
救護所	人員: 医師、看護師、医療スタッフ、AT等 ※競技により異なる 役割: 応急対応、健康管理、医療連携、記録、報告 場所: 競技会場内 運営: 会場地市町実行委員会

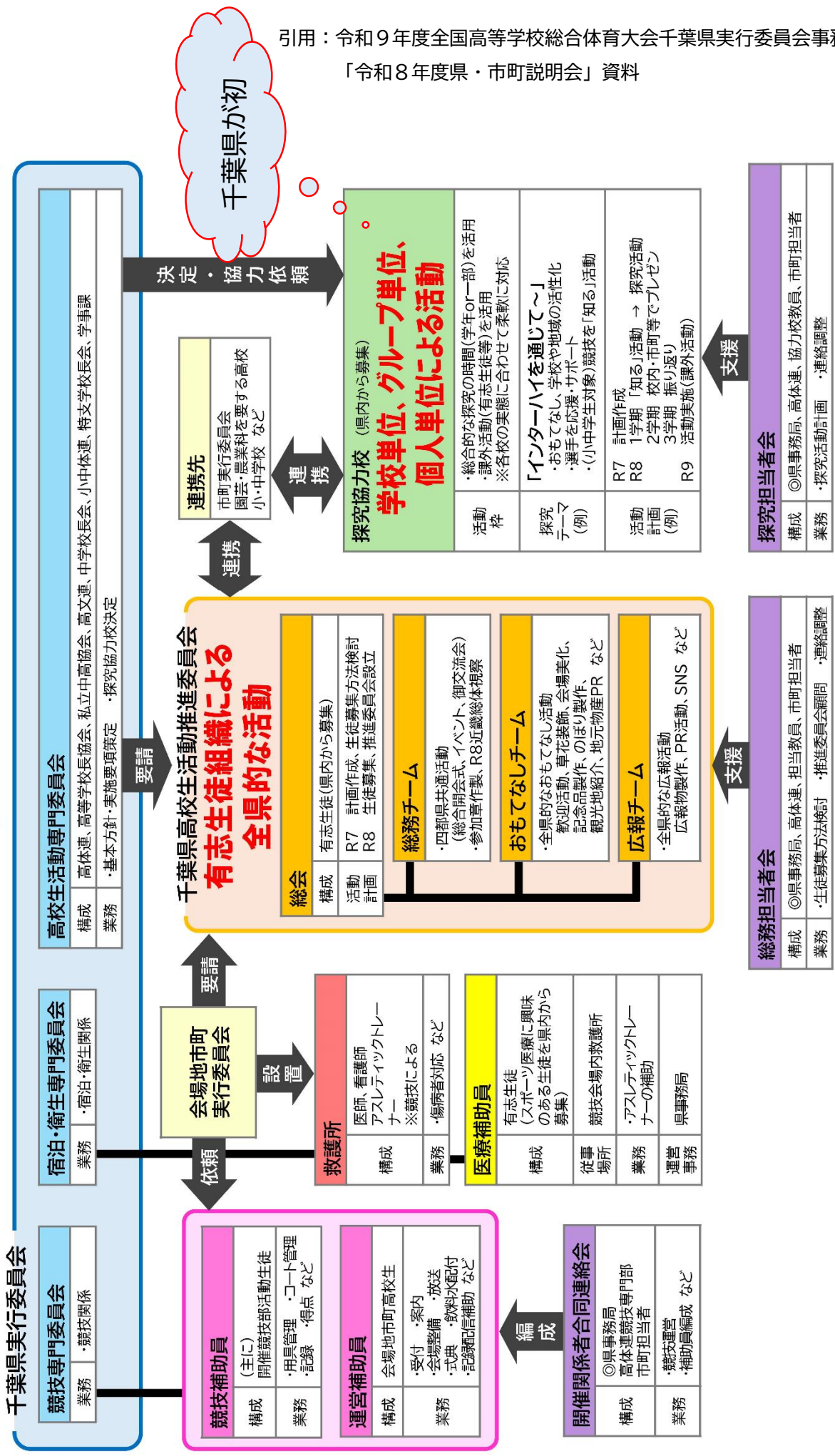
開催競技(種目)	会場地市町	競技会場(予定)	競技日程
体操(新体操)	千葉市	千葉ポートアリーナ	調整中
水泳(水球)	習志野市	千葉県国際総合水泳場	
バレーボール	茂原市 東金市 大網白里市	・茂原市市民体育館 ・東金アリーナ ・大網白里アリーナ	
卓球	千葉市	千葉ポートアリーナ	
ソフトボール	成田市	・なごみの米屋ピーちゃんフィールド大谷野球場 ・重兵衛スポーツフィールド中台野球場 ・ナスパスタジアム ・下総運動公園野球場	
剣道	船橋市	船橋アリーナ	
テニス	白子町 千葉市	・白子サニーテニスコート ・フクダ電子ヒルスコート	
ボクシング	市原市	ゼットエー武道場	
フェンシング	船橋市	船橋アリーナ	

スケジュール

R7	千葉県AT配置要項の策定
R8	高校生医療補助員募集要項の策定
R9	・高校生医療補助員の募集・配置 ・配置計画の作成 ・事前研修の開催 ・大会活動 ・報告書の作成

令和9年度全国高等学校総合体育大会 千葉県高等学校活動 概要

高校生活動：高校生等が企画・準備・運営など大会開催に「支える」立場から携わる多様な活動



引用：令和9年度全国高等学校総合体育大会千葉県実行委員会事務局 作成
 「令和8年度県・市町説明会」資料

【設立総会】報告第2号

令和9年度全国高等学校総合体育大会
成田市準備経過

年	月	日	概要	
令和5年度	R6	2	29	令和9年度全国高等学校総合体育大会（以下「R9高校総体」という。）南関東ブロック大会におけるソフトボール競技会場地の依頼を千葉県から受領
	R6	3	4	R9高校総体南関東ブロック大会「競技会場地市町村承諾書」を千葉県へ提出
令和6年度	R6	6	21	（千葉県）報道発表「令和9年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック大会千葉県開催競技会場地市町の決定について」
	R6	9	6	R9高校総体千葉県準備委員会設立総会及び第1回総会の開催
	R7	1	24	（千葉県）報道発表「令和9年度全国高等学校総合体育大会『大会愛称』『スローガン』『シンボルマーク』『総合ポスター図案』選考結果について」
	R7	3	18	R9高校総体千葉県準備委員会第2回総会の開催
令和7年度	R7	7	1	R9高校総体千葉県実行委員会設立総会及び第1回総会の開催
	R7	7	24	R9高校総体千葉県実行委員会第1回競技専門委員会の開催
	R7	7	24 ～ 26	令和7年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技（岡山県津山市）視察
	R7	11	26	令和7年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技（岡山県津山市）に係る後催県への引き継ぎ会議（成田市は欠席。資料を千葉県から受領）
	R7	11	27 ・ 28	全国高等学校体育連盟ソフトボール専門部による会場視察の受け入れ
	R8	1	26	R9高校総体競技種目別大会運営費第1回試算に係る千葉県事務局ヒアリング
令和8年度	R8	4	8	R9高校総体競技種目別大会会場担当職員が従事開始（R8：週3日）
	R8	4	10	R9高校総体千葉県実行委員会第2回総会（書面会議）の開催
	R8	4	24	R9高校総体に関する全国高等学校体育連盟公式ホームページの公開
	R8	4	27	成田市ホームページにR9高校総体に関するページを公開
	R8	5	28	高校生探究活動協力校である千葉県立成田北高等学校への説明会を実施
	R8	6	22	R9高校総体成田市実行委員会設立総会及び第1回総会を開催

令和9年度全国高等学校総合体育大会
ソフトボール競技大会開催基本方針（案）

1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

本市でのソフトボール競技大会開催に当たっては、千葉県実行委員会において確認された基本方針に則り、関係機関・団体が連携・協働し、広く住民の理解と協力のもと、高校生の積極的な活動を通して、「高校生の豊かな人間性や社会性を育む」大会を目指すとともに、次代を担う人材の育成と活力ある地域づくりの契機とする。

2 基本方針

（1）競技力の向上とスポーツの推進

本大会の開催を契機に、中・高校生の技能の向上に取り組み、夢や目標の実現に向けた過程の中で創造性やチャレンジ精神を育む。また、多くの人々が「みる」「ささえる」といった様々な形で関わり、夢と感動を与える大会にすることにより、スポーツへの機運を高め、生涯を通じたスポーツの推進を図る。

（2）高校生活動の展開

高校生が、本大会の計画・運営に主体的に携わり、様々なイベントや交流等の高校生活動を通じて、豊かな人間関係を築くとともに、多くの感動や達成感を味わうことができる大会を目指す。

（3）おもてなしと地域の魅力発信

全国から訪れる多くの人々を温かいおもてなしの心をもって迎え、様々な交流を通じて高校生同士が友情を育み、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会を目指す。また、本市が持つ伝統や文化、景観、特産品等の多様な魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とする。

（4）効率的・効果的な大会運営

関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や施設・設備等、人的・物的資源を最大限に有効活用する。また、熱中症対策を含め、選手にとって最適な競技会場等の環境を整備するとともに、持続可能で効率的・効果的な大会運営に努める。

（5）連携・協働の強化

関係機関・団体等が緊密に連携・協働し、それぞれの有する機能・特色を最大限発揮し、大会の開催準備・運営に万全を期す。

【設立総会】議案第2号

令和9年度全国高等学校総合体育大会成田市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、令和9年度全国高等学校総合体育大会成田市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、成田市において開催される令和9年度全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技大会（以下「大会」という。）に関し、必要な準備を行い、かつ大会の総括的運営に当たる。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）大会の開催に必要な総合企画に関する事。
- （2）大会の開催に必要な施設及び設備等の整備に関する事。
- （3）大会の開催に係る機関及び団体との連絡調整に関する事。
- （4）競技運営及び競技種目別開会式・閉会式に関する事。
- （5）大会の開催及び準備のための経費に関する事。
- （6）大会の広報・報道に関する事。
- （7）大会に必要な宿泊・衛生に関する事。
- （8）大会に必要な輸送・警備に関する事。
- （9）大会の高校生活動に関する事。
- （10）その他大会の開催に必要な事項に関する事。

第2章 組織

（組織）

第4条 本会は、会長、委員及び参与をもって組織する。

2 会長は、成田市長をもって充てる。

3 委員は、大会の開催に係る機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する。

（役員）

第5条 本会に、会長のほか次の役員を置く。

（1）副会長 若干名

（2）監事 若干名

2 役員は、委員のうちから、総会の同意を得て会長が指名する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(参与)

- 第7条 参与は、大会の開催に係る機関及び団体の役職員、学識経験者等の中から会長が委嘱する。
- 2 参与は、会長の求めに応じて重要な会務に参与する。

(任期)

- 第8条 会長、委員及び参与（以下「委員等」という。）の任期は、本会の目的を達成したときまでとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。
- 2 委員等が委嘱時の所属機関又は団体の役職を離れたときは、委員等の職を失い、その後任者を委員等に充て、前任者の残任期間在任するものとする。
 - 3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(総会)

- 第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、会長又は会長の指名する副会長がその議長となる。
 - 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会の開催に係る統括的企画・運営に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
 - 4 総会は構成員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。
 - 7 会長は、必要があると認めたときは、事前に送付した議案について書面をもって表決し、会議の議決に代えることができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、総会の議決すべき事項について特に緊急を要するため総会を開催するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項のうち、軽易なものについて、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告し、その

承認を得なければならない。

- 3 会長は、総会が議決すべき決算のうち、最終の総会に係る費用について、これを専決処分することができる。この場合、前項にかかわらず、次の総会における承認を省略するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、成田市シティプロモーション部スポーツ振興課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第13条 本会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、成田市の財務に関する規則等の例による。

第7章 解散

(解散)

第15条 本会は、大会が終了し、その清算事務が終了したときをもって解散する。

(残余財産)

第16条 本会が解散した場合において、その残余財産は成田市に帰属するものとする。

第8章 補則

(会長への委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和8年6月22日から施行する。
- 2 第14条第1項の規定にかかわらず、本会の設立時の会計年度は、会則施行の日

から令和9年3月31日までとし、本会の解散の日が時期する会計年度は、4月1日から解散の日までとする。